

## 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業所の指定取消し処分

### 1. 処分を行う事業所の概要

- ・事業所名 デイサービス朗
- ・サービス種別 地域密着型通所介護
- ・所在地 神戸市北区南五葉6丁目5番30号
- ・運営法人 合同会社みなみ  
(代表社員：岸上 加代子)  
(所在地：神戸市北区南五葉1丁目2-7-201号)
- ・事業開始年月日 平成24年8月1日  
(平成28年4月1日に通所介護から地域密着型通所介護へ移行)

### 2. 処分の内容

指定取消し

### 3. 処分年月日

令和元年12月2日（月曜）

### 4. 処分効力発生年月日

令和2年1月1日（水曜）

### 5. これまでの経緯

- ・平成30年10月17日 介護保険法に基づく監査を実施
- ・平成30年10月～令和元年9月 不正事実の確認のための書類精査、聞き取り等
- ・令和元年11月14日 行政手続法に基づく聴聞を実施

### 6. 処分を行う理由

○利用者（法人代表の母）の地域密着型通所介護及び通所介護について、事業所が他の利用者に対して入浴介助を行う日の午前中は、利用者（法人代表の母）は事業所に来ていないにも関わらず、事実と異なるサービス提供票を作成し、介護報酬の請求を行い、受領した。

- ・地域密着型通所介護費及び通所介護費の不正請求  
平成27年7月から平成30年3月に計229件

○利用者（法人代表の母）の入浴介助加算について、入浴介助を行っていないにも関わらず事実と異なるサービス提供票を作成し、介護報酬の請求を行い、受領した。

- ・地域密着型通所介護及び通所介護の入浴介助加算の不正請求

平成 27 年 6 月から平成 30 年 3 月に計 213 件

## **7. 根拠法令**

介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号（不正請求）

介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 14 号（サービス関連不正等行為）

## **8. 事業者に対する経済上の措置**

介護保険法第 22 条第 3 項の規定に基づき、不正に請求し受領した介護サービス費（約 127 万円）に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（約 51 万円）を加え、合計約 178 万円を徴収する予定である。